

# 平成 30 年度地域低炭素化案件形成支援事業 公募要領

平成 30 年 10 月  
環境省大臣官房環境計画課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、地域低炭素化案件形成支援事業の補助事業の公募を行います。

本事業への応募に当たっては、必ず「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域低炭素化案件形成支援事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）を熟読した上で、本要領に記載の留意点に注意して申請いただくようお願いします。

補助事業として選定された場合には、交付要綱、実施要綱及び実施要領に従って手続き等を行っていただくことになります。

## 1. 事業の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 1 項に基づく、都道府県及び市町村が自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）及び同条第 3 項に基づく、都道府県及び指定都市等がその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた計画（以下「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）に基づく地域の低炭素化事業（再生可能エネルギー導入や省エネルギー推進等）の案件形成の促進や、地方公共団体実行計画の策定・改定及び同計画に基づく取組が困難な市町村に対する支援等の措置を推進するため、高度な専門的知見・経験を有する人材による専門的な助言等の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において地方公共団体に補助することにより、地域における低炭素化を促進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、我が国における地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

## 2. 事業の内容

### (1) 概要

専門人材を活用した技術的助言等であり、地方公共団体実行計画の策定・実施に係る課題に適切に対応する取組等について、費用を補助する。

### (2) 予算額

補助総額 2,000 万円を上限として採択する。

(3) 補助対象事業

- ア. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業
- イ. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業
- ウ. 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業

(4) 事業実施期間

平成 30 年度末までとする。

(5) 補助対象事業の要件

- ア. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当し、かつ②から③については、地方公共団体実行計画（事務事業編）に位置づけられたもの又は位置づけられることが見込まれるもの。

- ① 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・評価に係る技術的助言等であること。
- ② 市町村等の事務事業における再生可能エネルギーの導入事業に係る技術的助言等であること。
- ③ 市町村等の事務事業における省エネルギーの推進に係る技術的助言等であること。

- イ. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当し、かつ、②から⑤については、地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置づけられたもの又は位置づけられることが見込まれるもの。

- ① 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定・改定・実施・評価に係る技術的助言等であること。
- ② 地域における再生可能エネルギーの利用促進に係る技術的助言等であること。
- ③ 区域の事業者や住民による活動の促進に係る技術的助言等であること。
- ④ 地域環境の整備及び改善に係る技術的助言等であること。
- ⑤ 循環型社会の形成に係る技術的助言等であること。

- ウ. 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業

専門人材による助言が次のいずれかに該当すること。

- ① 都道府県が実施する、地方公共団体実行計画の策定・改定が困難な複数の市町村等に対する技術的な助言等であること。
- ② 都道府県が実施する、地方公共団体実行計画に基づく取組が困難な複数の市町村等に対する案件形成を図る上での技術的な助言又は人材育成の支援等の措置であること。

※留意事項

○上記ア～ウの事業を実施するための専門人材は別途示す「協力専門団体」の中から選択すること。

(6) 補助対象者

補助対象者は各事業につき以下のとおりとする。

ア. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業

補助対象者：市町村、特別区及び地方公共団体の組合

イ. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業

補助対象者：市町村及び特別区

ウ. 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業

補助対象者：都道府県

(7) 補助割合

補助割合は各事業以下のとおりとする。

ア. 地方公共団体実行計画（事務事業編）案件形成支援事業

補助割合：定額（上限 50 万円）

イ. 地方公共団体実行計画（区域施策編）案件形成支援事業

補助割合：定額（上限 50 万円）

ウ. 都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業補助対象者

補助割合：定額（上限 100 万円）

※留意事項

○1 地方公共団体につき、申請は1 件までとする。

○ア及びイの両事業を合わせて1 件の申請とすることは認めるが、その場合の補助額は合わせて上限 50 万円とする。

○各事業の交付額は、補助対象事業を行うために必要な経費の支出予定額に補助割合を乗じて、算出した額の合計とする。ただし、算出された額に、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

○予算の配分として、ア及びイの補助総額とウの補助総額は各 1,000 万円程度を基準とするが、どちらかの申請総額が基準額に満たない場合は不足している事業に充てるものとする。

**3. 補助対象事業の選定**

(1) 一般公募により選定する。

(2) 提出された事前申請書等をもとに審査を行い、以下の項目を総合的に評価した上、本事業の目的と照らし合わせて補助事業者として選定し、予算の範囲内で内示する。

- 本事業の目的に沿った内容であるか。
- 事業実施による効果を示すための指標を掲げているか。
- 本事業実施後の具体的進め方のビジョンが描けているか。
- 協力専門団体が対応可能な内容であるか。

※地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）案件形成支援事業においては、定量的な指標として人口及び財政力指数をあわせて判断材料とする。

※都道府県による市町村等の地方公共団体実行計画策定・実施支援事業においては、定量的な指標として申請都道府県の管内市町村数と事務事業編の策定率をあわせて判断材料とする。管内市町村数が多く、事務事業編の策定率が低い都道府県を優先する。

#### 4. 公募案内

##### (1) 応募方法

4（3）の応募書類を、公募期間内に4（5）の提出先へ提出（郵送又は持参）する。書類は封書に入れ、宛名面に「地域低炭素化案件形成支援事業応募書類」と赤字で明記すること。なお、公募期間内の応募であっても、補助対象の要件を明らかに有しない者の応募書類、又は提出された応募書類に不備がある場合は、受理しない。

##### (2) 公募期間

平成30年10月9日（火）～平成30年11月16日（金）17時必着

##### (3) 応募書類

次に掲げるとおりとする。

- ア. 応募書類のかがみ
- イ. 事前申請書
- ウ. その他、必要に応じて、環境省が求める資料

##### (4) 提出部数

正本1部

##### (5) 提出先

環境省大臣官房環境計画課  
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話：03-5521-8234

##### (6) 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせは、極力、電子メールにて行うこと。

電子メールの件名（題名）は「【地方公共団体名】地域低炭素化案件形成支援事業に関する問い合わせ」とすること。

環境省大臣官房環境計画課

Email：SOKAN\_CHIIKI@env. go. jp

## 5. 留意事項等

### (1) 交付申請

公募により選定（内示）された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出する（申請手続等は交付要綱、実施要綱及び実施要領を参照）。その際、補助対象経費は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとする。

### (2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行う。

○申請に係る補助事業の計画・方針が整っていること。

○補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

### (3) 事業の開始

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に事業開始すること。交付決定を受ける前に事業開始してはならない。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意しなければならない主な点（原則）を以下に示す。

○事業の契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。

○当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び清算が行われること。

### (4) 補助金の経理等

補助事業の経理に当たっては、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要がある。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。

### (5) 実績報告、補助金の額の確定等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後 30 日以内あるいは翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛てに提出すること。

環境省は補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知を行う。

#### (6) 補助金の支払

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出すること。その後環境省から補助金を支払う。ただし、財務省に協議したうえで真に必要があると認められる場合には、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができる。

#### (7) 会計検査院による実地検査

補助金の交付を受けた事業は、会計検査院による実地検査が行われる場合がある。補助事業者は、実地検査が行われる旨の連絡があった場合には、これに応じなければならない。

#### (8) 補助事業者の責務

補助事業者の取組内容に疑義がある場合、環境省は、必要に応じて、補助事業者に対して報告徴収や現地検査を行う。環境省が補助事業者の取組内容の改善を求めたときは、当該補助事業者は、改善措置を速やかに講じるとともに、環境省に報告すること。

#### (9) その他

上記の他に必要な事項は、交付要綱、実施要綱及び実施要領に定めているので必ず参照すること。

以上